

指定地域密着型サービス事業所

指定地域密着型介護予防サービス事業所

指定居宅介護支援事業所

管理者 様

指定介護予防支援事業所

世田谷区高齢福祉部介護保険課長

谷澤 真一郎

令和6年4月1日からの運営基準の改正等に係る注意事項について

日頃から、介護保険事業にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和6年4月1日から、全ての介護サービス事業者（指定居宅療養管理指導事業者を除く。）に、業務継続計画の策定及び高齢者虐待防止に係る措置を講じることが義務付けられました。

改めて運営基準及び関係通知等をご確認いただき、下記のとおり基準に適合するよう運営してください。

なお、新たに義務付けられた基準に適合していない場合は、業務継続計画未策定減算及び高齢者虐待防止措置未実施減算の対象となりますので、ご注意ください。

記

1 業務継続計画未策定減算等について

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定であり、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合には、運営基準違反に該当するだけでなく、業務継続計画未策定減算の対象となります。

なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定とともに規定された、業務継続計画の従業者に対する周知、研修、訓練の実施及び定期的な業務継続計画の見直しの実施を行っていない場合は、業務継続計画未策定減算の適用はありませんが、運営基準違反には該当するため、基準を満たすよう必要な対応をお願いします。

1 業務継続計画未策定減算の施行時期・適用時期

業務継続計画未策定減算の施行時期は、以下の表のとおりとなります。

なお、業務継続計画未策定減算は、施行時期以降、**基準を満たさない事実が生じた時点まで遡及して減算を適用することになります。**運営指導等で基準違反が判明した時点からの適用ではないので、ご注意ください。

【業務継続計画未実施減算の施行時期】

	対象サービス	施行時期
①	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	令和6年4月 ※ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
②	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防支援	令和7年4月

2 業務継続計画の策定

(1) 業務継続計画は、以下の事項を含めること。

- ① 感染症に係る業務継続計画
- ② 災害に係る業務継続計画

なお、各項目の記載内容については、厚生労働省が提示している「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照すること。

(2) 感染症に係る業務継続計画には、以下の項目を記載すること。

- ① 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ② 初動対応
- ③ 感染症拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

(3) 災害に係る業務継続計画には、以下の項目を記載すること。

- ① 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ② 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ③ 他施設及び地域との連携

3 業務継続計画に係る研修及び訓練

(1) 研修の実施においては、以下の事項に留意すること。

- ① 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行う内容とすること。
- ② 定期的に（年1回以上）開催し、新規採用時には別に研修を行うことが望ましい。
※ 認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所及び地域密着型介護老人福祉施設は、年2回以上開催し、新規採用時には必ず行うこと。
- ③ 研修の実施内容について記録すること。
- ④ 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

(2) 訓練の実施には、以下の事項に留意すること。

- ① 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を行う内容とすること。
- ② 定期的に（年1回以上）実施すること。
※ 認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所及び地域密着型介護老人福祉施設は、年2回以上実施すること。
- ③ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

2 高齢者虐待防止措置未実施減算等について

高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（下記1～4）を講じていない場合には、運営基準違反に該当するだけでなく、高齢者虐待防止措置未実施減算の対象となります。

なお、全ての措置の一つでも講じていなければ減算となりますので、ご注意ください。

1 虐待防止検討委員会の開催

委員会の開催においては、以下の項目に留意すること。

- (1) 定期的に（概ね年1回以上）開催し、その結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。
- (3) 虐待等の諸般の事情については、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、個別の状況に応じて慎重に対応すること。
- (4) 委員会では、以下の事項について検討すること。
 - ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 従業者が虐待等を把握した場合に、区市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥ 虐待等が発生した場合の、発生原因分析及び再発防止策に関すること
 - ⑦ 虐待再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

2 虐待の防止のための指針の整備

指針には、以下のような項目を記載すること。

- ① 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ⑧ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

3 研修の実施

- ① 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものであること。
- ② 指針に基づいた研修プログラムを作成すること。研修は年1回以上行い、新規採用時には必ず実施すること。
※ 認知症対応型共同生活介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所及び地域密着型介護老人福祉施設は、年2回以上。
- ③ 実施内容について記録すること。

4 担当者の設置

上記1～3までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くこと。なお、当該担当者は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

【根拠規定】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の区の条例の該当条文を記載していますが、サービス種別ごとに同様の規定（準用規定を含む）があります。必ず区の条例及び運営基準の全文をご確認ください。

■世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成 25 年 3 月 5 日世田谷区条例第 17 号）

（業務継続計画の策定等）

第 33 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（虐待の防止）

第 41 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

【本件担当】

世田谷区高齢福祉部介護保険課

事業者指定・指導担当／保険給付係

電話番号 03-5432-2294